

安保法制違憲訴訟

第2次

原告・サポーター募集

安倍政権は、2015年9月、多くの憲法学者が違憲とし、国会内外で大きな反対運動が起こる中、憲法で禁止されている集団的自衛権が行使できる安保法制（戦争法）を強行採決しました。これに対して、全国計21地域24の裁判所で約7200人が原告になり「安保法制違憲訴訟」を起こしています。

これまで愛知では安保法違憲訴訟を提起してきませんでした。しかし、安倍政権が憲法9条を改正し、集団的自衛権を行使できる自衛隊を憲法に書き込むという「改憲」を行おうとしている今こそ、改憲反対の運動の柱として、安保法違憲訴訟を提起する意義があります。安保法制の成立後、「戦闘」状態の南スーダンへの「駆けつけ警護」と「宿営地共同防護」の任務を付与した自衛隊の派遣、朝鮮情勢が緊迫する中、平時に米国の艦船などを守る「武器等防護」や頻繁な米艦への給油などの日米の軍事的な一体化が進められています。敵基地攻撃ができる巡航ミサイルや、最新鋭のステルス戦闘機F35の導入、空母の保有など自衛隊の「外征軍」化が目論まれています。改憲反対運動の中で出会う様々な疑問や反対意見に対して、訴訟は事実でも理論的にも説得の重要な材料を提供してくれます。なにより定期的にかかれる裁判はそれ自体、重要な学習会であり、期日の間にかねる様々な学習会は私たちの改憲反対運動を豊かなものにしてくれるでしょう。

日本国憲法の正念場である今、10年前、イラク自衛隊派遣違憲名古屋高裁判決を勝ち取った愛知で違憲訴訟を起こしましょう。既に弁護団準備会が結成され準備が進んでいます。4月12日には、提訴に向けて安保法制施行後の自衛隊の実態と裁判の意義を確認する集会を開き、原告やサポーターの募集も開始しました。多くの方の参加をお願いする次第です。

2018年4月12日

安保法制違憲訴訟の会あいち

連絡先：名古屋市中村区則武 1-10-6 側島第一ノリタケビル 2階 名古屋法律事務所

電話：080-4521-5252 メールアドレス：w.soshou.aichi@gmail.com

HP：<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

（呼びかけ人）

青山邦夫（弁護士、元イラク訴訟裁判長）

飯島滋明（名古屋学院大学教授・憲法学）

内河恵一（弁護士、元イラク訴訟弁護団）

大脇雅子（弁護士、元参議院議員）

柄多貞介（弁護士、元裁判官）

高橋信（愛知県平和委員会理事長）

水野桂（東海民衆センター）

松本篤周（弁護士、本訴訟弁護団呼びかけ人）

中谷雄二（弁護士、安倍内閣の暴走をとめよう共同行動共同代表）

山本みはぎ（不戦へのネットワーク）

「安保法制違憲訴訟の会あいち」入会を希望される方へ

①原告は年額 3000 円（以上）を、サポーターは年額 2000 円（以上）をお願いします。
振込先は、以下をお願いします。

郵便振替口座：00850-2-217427 加入者名：安保訴訟あいち

②以下の申込書を、

- (1) メールアドレスのある人は、必ず w.soshou.aichi@gmail.com へ。
- (2) FAXの方は、052-451-7749（名古屋法律事務所）へ。
- (3) 以下のHPの申し込みフォームからも申し込みができます。
<http://anpoiken-aichi.jimdofree.com>

※原告希望の方は、委任状を送付します。

※原告は、国籍・年齢を問いません。安保法制は違憲と思う方は誰でもなれます。

「安保法制違憲訴訟の会あいち」入会申込書

会の趣旨に賛同し、下記のとおり入会を申し込みます。 会費は、早急に振り込みます。

1. 参加の区別 [原告 ・ サポーター]
2. 氏名 [] ふりがな []
3. 名前の公表の可否 [可、 否]、 4. 年齢 [] 才]
5. 住所 [〒]
6. 電話 [] FAX []
7. メールアドレス []
(アルファベットなどは丁寧に、ハイフン・アンダーバーなどは正確に！)
8. 職業・所属 []
9. 職場等確実な連絡方法 []
10. スタッフボランティア参加可否 [可 否]
- 11.原告として参加される方に：あなたが原告として参加される立場、動機をご記入ください。

(例)

- ・子どもや孫持つ立場から、子どもや孫に平和な時代を残したい
- ・教員の立場から、教え子を戦場に送りたくない
- ・自衛隊員の家族・親族の立場から、国を守るためではない紛争で殺されたり、人を殺すことは苦痛だ。
- ・戦争体験者の立場から 二度と悲惨な戦争はしたくない
- ・医療従事者、運輸従事者の立場から、戦争に加担したくない
- ・宗教者の立場から、教えに反する、忠実に生きたい
- ・ジャーナリストの立場から、真実を報道したい
- ・若者立場から、戦争になれば自分たちが当事者、平和な社会を望むから
- ・自分の生き方、信念に反するから

※その他 それぞれ立場、動機をご記入ください。
